

令和7年
(2025年)

6

そうごう 総合センターだより

かわにし そうごう かわにしりん ぼ かん かわにし じ どうかん
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

かわにし ひ だかちよう ばん ごう
川西市日高町1番2号 ☎072(758)8398 Fax 072(758)2132



わかものさん かじょうれい し こう こども・若者参加条例が施行されました

すべてのこども・若者があらゆる場で安心して意見を表明することができ、まちづくりなどに
参加する機会が保障されるまちをめざして、川西市こども・若者参加条例が令和7年4月1日に施行
されました。

この条例で大切にしている基本的な考え方は次のとおりです。

- 思想、人種、国籍、障がいの有無、性、家庭環境など、
どんな理由においても差別されず、その基本的人権が守られること。
- 虐待や体罰、いじめなどの暴力から守られ、年齢や成長に応じて、
安全に安心して生活できることが守られること。また、学校で勉強を
したり、スポーツをしたりゆっくり休んだり、遊んだりするなど、
様々な活動に参加する機会が守られ、心も身体も健やかに成長することが守られること。
- 自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保され、その意見はこども・若者の
最善の利益となるように大切にされること。
- こども・若者に関することが決められ、行われるときは、こども・若者の立場から、こども・若者
の現在及び将来における最善の利益が優先されること。



すべての人が自分の意見や考えを自由に表明する権利を持っています。

おとなの考えや意見だけで、こども・若者に関することを決めるのではなく、こども・若者の
意見や考え方を表明できる機会を設け、市の施策や計画の策定などに直接参加できる機会を増や
していき、こども・若者が幸せになるまちづくりを進めます。

*総合センターは、差別解消に向け取り組む、人権啓発の拠点施設です。ご理解のうえご利用ください。

総合センターだよりは、読みやすいフォント「UD(ユニバーサルデザイン)デジタル教科書体」を使用しています。